下水道使用料を改定

令和９年３月検針分から平均16.4％程度引き上げ

下水道は、汚水処理に欠かせないライフラインです。市では、衛生的で快適な環境整備の推進に重要な役割を担っているこの下水道事業を、将来にわたって安定的かつ持続的に経営するため、令和９年３月検針分（４月請求分）から下水道使用料を改定します。ご理解とご協力をお願いします。

なお、水道料金は変更ありません。

☎上下水道経営課
995-1836

改定は３月検針分から

新しい下水道使用料は、令和９年３月検針分から適用され、翌４月に請求します。３月中に転居する場合は、３月中に請求する場合があります。

平均で16.4％程度引き上げ

下水道使用料を平均で約16.4％引き上げます。

一般的な平均世帯（１カ月の汚水量20㎥）の場合、月440円（税込）の増額となります。

料金表

	汚水排水量	単位	使用料（1カ月税込・円） 現行	改定後	差額
基本料金	～10㎥		1,199	1,408	209
超過分	11～20㎥	1㎥につき	130.9	154	23.1
	21～30㎥		143	165	22
	31～50㎥		154		11
	51～100㎥		162.8	198	35.2
	101㎥～		176		22

※合計（請求）金額に小数点以下の金額が発生する場合、小数点以下の金額は切り捨てます。
超過分の区分は、負担割合の不均衡を是正するため、今回の改定に合わせて簡素化しました。

改定による１カ月当たりの影響額（税込・円）

汚水排水量	現行	改定後	影響額
～10㎥	1,199	1,408	209
20㎥	2,508	2,948	440
30㎥	3,938	4,598	660
50㎥	7,018	7,898	880
100㎥	15,158	17,798	2,640
200㎥	32,758	37,598	4,840

下水道事業は下水道使用料でまかなう仕組み

下水道事業は、独立採算の原則が適用される「公営企業」であり、下水処理にかかる費用は本来、下水道使用料でまかなう必要があります。

当市では、平成30年４月に公営企業会計へ移行して以来、経営基盤の強化に努めてきました。令和３年１月に平均21.3％の使用料改定を行い、令和７年度末での使用料単価は、129.5円/㎥となっています。しかし、国が示す水準である使用料単価150円/㎥には届いていません。

現在、当市では使用料収入だけでは汚水処理に必要な経費をまかないきれず、不足分を一般会計からの基準外繰入（税金など）で補填している状況です。今後も将来にわたり安定的かつ持続可能な経営を行うため、国が示す水準（使用料単価150円/㎥）を目指し、使用料の適正化を図ります。

改定に向けた検討の経過

適正な財源確保と投資の合理化を図り、持続可能な下水道事業の実施を目的として、令和元年度に策定した経営戦略が、令和７年度に中間年次を迎えました。改定にあたっては、以下のプロセスを経て決定しています。

●上下水道事業審議会で、改定案について審議・答申
●市議会令和８年６月定例会で『裾野市下水道条例の一部改正』の審議・議決

改定後も引き続き、効率的な経営および経費節減に努めていきます。適正な下水道使用料の在り方については、経営戦略改定時期を目途におおむね５年に１度判断していきます。

